

報告・協議 2

広島県無形文化財の指定解除について

広島県文化財保護条例（昭和 51 年広島県条例第 3 号）第 24 条第 7 項の規定により，次のとおり広島県無形文化財の指定が解除になりましたので，報告します。

平成 25 年 9 月 13 日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

1 指定が解除された無形文化財名

宮島細工（挽物）

2 認定が解除された無形文化財保持者

小林健一郎（号 松齋）

3 理由

県無形文化財の保持者が死亡したため。

4 指定年月日

平成 15 年 4 月 21 日

5 指定解除年月日

平成 25 年 8 月 6 日

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

平成25年9月13日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国 宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	9				9
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	19				19
重要 文化財	建造物	56	重要 文化財	建造物	45	101
	絵画	12		絵画	49	61
	彫刻	42		彫刻	90	132
	工芸品	55		工芸品	53	108
	書跡・典籍・古文書	18		書跡・典籍・古文書	51	69
	考古資料	4		考古資料	17	21
	歴史資料	3		歴史資料	4	7
	小計	190		小計	309	499
重要無形文化財		0	無形文化財		3 (-1)	3 (-1)
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		66	70
記 念 物	特別史跡・特別名勝	1	記 念 物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	23		史跡	125	148
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	120	135
	小計	49		名勝天然記念物	1	1
重要伝統的建造物群		2	小計		252	301
合計		271	合計		635 (-1)	906 (-1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
登録文化財		登録有形文化財			126	
		登録記念物			2	

※1 網かけ部分が今回報告する文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回指定を解除した場合のものである。()は変更件数。